


所管部課	福祉部 高齢介護課・障害福祉課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市家具転倒防止器具等取付事業実施要綱の一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市家具転倒防止器具等取付事業の申請期間を通年にし、より多くの高齢者等が事業の申請をできるようにするため、要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第4条第1項中「毎年7月において20日間を標準として市長が別に定める期間内に」及び、同条第3項を削る。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>本事業の申請期間を通年にすることにより、対象者の申請機会が拡大し、家具転倒防止器具の普及を図ることができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。